



平成 27 年 11 月 9 日

各 位

会 社 名：デ ン カ 株 式 会 社
代 表 者 名：代表取締役社長 吉高 紳介
(コード番号：4061 東証第1部)
問合せ先責任者名：総 務 部 長 浅見 清
(TEL：03-5290-5055)

「デンカコーポレートガバナンス・ガイドライン」制定のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、東京証券取引所が定める「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨を踏まえ、「デンカコーポレートガバナンス・ガイドライン」(別紙)を制定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本ガイドライン制定の目的

当社が、株主をはじめとするステークホルダーの皆様からの信頼を得て、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るための最良のコーポレートガバナンスを実現することを目的に制定いたしました。

2. 本ガイドラインの構成

序文

第1章 総則

第2章 株主の皆様との関係

第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

(持続的な企業価値向上に向けて)

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

第5章 取締役会などの責務

第6章 その他

3. 本ガイドラインの開示先

本日、当社ウェブサイトにおいても開示しております。

(<http://www.denka.co.jp/>)

4. 「コーポレートガバナンス報告書」の提出について

本日、本ガイドラインの開示と同時に「コーポレートガバナンス報告書」を東京証券取引所へ提出いたしております。

以上

デンカコーポレートガバナンス・ガイドライン

(序 文)

当社は、1915年の創業以来、市場ニーズを的確に捉え、石灰窒素の製造販売から始まり、アセチレン・カーバイド事業への展開、有機化学への進出、青海コンビナートを活用したセメント事業の展開、千葉工場における石油化学工業への進出、大牟田工場における無機系製品をはじめ電子材料部門への拡張、医薬品事業への展開、デンカ生研におけるワクチン試薬事業への展開等多方面にわたる事業展開を進めて参りました。

2015年で創立100周年を迎えましたが、これは、これまでの間に多くの株主ほかステークホルダーの皆様のご支援とご協力があったることと認識しております。

このご支援のもと役員ならびに従業員一同、その遺伝子と言うべき「真摯で誠実な姿勢」を貫き、厳しい時代もありましたが、これを克服し、今日のさらなる成長期を迎えています。

当社は、今回ここにコーポレートガバナンス・ガイドラインを定め、透明で開かれたグローバル企業として、株主ほかステークホルダーの皆様のご支援とご理解のもとさらなる成長と、社会に貢献できる持続性のある企業として事業活動を推進して参ります。

※本ガイドラインの各条項の末尾に付されている()内は、東京証券取引所が定める「コーポレートガバナンス・コード」との対応関係を示しております。

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本ガイドラインは、デンカ株式会社(以下「当社」という)が、株主をはじめとするステークホルダーの皆様からの信頼を得て、第2条に定める企業理念のもと、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るために最良のコーポレートガバナンスを実現することを目的とするものである。

(基本原則2、基本原則4)

(企業理念・行動指針・経営計画)

第2条 当社は、「高い技術で、資源から価値あるモノを生み出す企業となる」という企業理念(ミッション)や、行動指針、コーポレートスローガンからなる、デンカの企業理念体系のもと、戦略ビジョンである経営計画を立案し、その計画達成に向けた活動を推進することにより、企業価値向上を目指す。

(原則2-1、原則3-1(i)、基本原則4-(1)、原則4-1、原則5-2)

デンカの企業理念体系

◇企業理念 「高い技術で、資源から価値あるモノを生み出す企業となる」

◇Denkaの行動指針

わたしたちは、

一、「誠意」と「チャレンジ精神」で、果敢に難題に挑みます。

- 一、「未来」に向け、今何をなすべきかを考え、行動します。
- 一、「創造」溢れるモノづくりを通して、お客様への新たな価値と感動を届けます。
- 一、「環境」に配慮し、「安全」優先の明るい職場をつくります。
- 一、「信頼」される企業としての誇りを持ち、より良い社会作りに貢献します。

◇コーポレートスローガン

「できるをつくる。」「Possibility of Chemistry.」

2. 当社は、コンプライアンス(法令・規則・定款および社会規範などの遵守)を含む「デンカグループ倫理規定」を定め、これを日々の活動の基礎とし、社会的責任の遂行に努め、これが国内外の事業活動の第一線まで広く浸透し、遵守されるように徹底を図る。

(原則2-2、補充原則2-2①、原則4-3、補充原則4-3②)

(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

- 第3条 当社は、株主をはじめとした、顧客、地域社会、従業員など多くのステークホルダーの皆様のご期待・ご信頼に応えるべく、収益力や業容の拡大による事業基盤の強化を図る一方、社会の信頼と共感を得られる企業であり続けようとする姿勢を徹底することで企業価値の向上に努力する。

コーポレートガバナンスはそのための土台と考え、取締役会の活性化、監査体制の強化、経営機構の効率化、コンプライアンス体制の整備強化を図る。

具体的には、意思決定を迅速化するため、執行役員制度を導入し、業務執行のための権限と役位を執行役員に委譲することで、執行役員の業務執行と取締役によるその監視・監督機能とを明確に分離させる。加えて、役位(専務・常務など)を持つ取締役を原則として廃止することによって、全取締役が対等な立場で業務執行を監視・監督する体制を確立し、さらには取締役に対するチェックが機動的に行われるよう、取締役の任期を1年とすることで、ガバナンスの強化を図る。

また、社外役員の体制については、十分な独立性を持ち、かつそれぞれの領域において高い見識を有する人材を、会社法が規定する社外監査役に加え、社外取締役にも選任し、外部の視点で経営のチェックを行うと共に、定期的に経営トップとの意見交換の場を設定するなど取締役会以外においても十分な交流を図ることで、適切なアドバイスを得るよう努める。

(原則3-1(ii))

2. 当社は、株主の皆様の権利を尊重し、経営の公正性・透明性を確保すると共に、「攻め」と「守り」の適切なバランスにより経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの本質的な目的であると考え、次の基本方針を策定し、その実現を図る。

(原則3-1(ii))

(1) 株主の皆様との関係

- 1) 株主の権利・平等性を確保する。

(基本原則1、原則1-1)

- 2) 株主との間で建設的な目的を持った対話を行う。

(基本原則5)

3)株主およびその他のステークホルダーとの良好な関係を構築する。
(基本原則2)

4)財務情報・非財務情報を適切に開示し、透明性を確保する。
(基本原則3)

(2) コーポレートガバナンスの基本的体制

- 1) 当社は監査役会設置会社を選択し、監査役・監査役会が取締役・執行役員職務執行を監査する。
- 2) 当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を区分するため、執行役員制度を採用し、意思決定・監督機能を取締役会およびその構成員である各取締役が担い、業務執行を各執行役員が担う。

取締役会が各取締役および執行役員に業務を委任する範囲は、「取締役会規定」・「執行役員規定」によるが、その概要につき別途コーポレートガバナンス報告書にて開示する。

(補充原則4-1①)

3) 当社は、経営における重要課題の審議および討議を目的に、取締役、監査役および執行役員の一部を構成メンバーとする「経営委員会」を設置し、経営の重要事項に関する討議の効率化と意思決定の迅速化を図る。

4) 当社は、経営の透明性と健全性を考慮し、取締役を10名以内とすると共に、「攻め」と「守り」を兼ね備えた経営体制を構築するため、独立社外取締役の人数を少なくとも2名以上確保し、さらに、取締役会構成については、少なくとも3分の1以上を独立社外取締役とする。

また、社内取締役は、当社の各事業部門や間接部門における十分な専門知識と実務経験を有している者から選任し、社外取締役は、当社の企業価値向上に必要な高度な専門性と幅広い見識を持った者から選任することにより、取締役会全体として、多様な知識・経験・能力を持った人材をバランス良く選任する。

(原則4-8、原則4-11、補充原則4-11①)

5) 当社は、経営上特に重要な事項に関する議論を深めるため、社内および社外の取締役・監査役の間での自由闊達で建設的な議論・意見交換・情報交換・連携強化の場として、毎月1回「取締役・監査役懇談会」を開催する。

(補充原則4-8②、原則4-10、補充原則4-10①)

6) 当社は、リスク・マネジメントとコンプライアンス体制を強化するため取締役または執行役員の中から、コンプライアンス担当役員(CCO)を選任する。

(原則4-2、原則4-3、補充原則2-3①)

7) 当社は、CSR(企業の社会的責任)を国内外の事業活動の第一線まで広く認識・浸透させ、全社挙げて誠実に対応するため、CSR担当の部署を設ける。

(補充原則2-3①)

(本ガイドラインの位置付け)

第4条 本ガイドラインは、会社法、関連法令および定款に次ぐ上位規程であり、その他の規程に優先して適用されるものとする。

第2章 株主の皆様との関係

(受託者責任)

第5条 取締役・監査役および経営陣は、株主に対する受託者責任を全うすることを目的に、ステークホルダーとの適切な協働をとおして、当社および株主共同の価値向上のために行動する。

(原則4-5)

(議決権の尊重)

第6条 当社は、株主総会が株主との対話の場であることを認識し、株主の視点に立ち、株主が適切に権利を行使できるよう努める。

(基本原則1、原則1-1、原則1-2)

2. 当社は、株主・投資家との建設的な対話を促進するための方針を次のとおり定めるとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指した経営計画を策定し、様々な機会を設けて、説明に努めることにより、株主・投資家の理解を得られるよう努める。

(基本原則5、原則5-1)

(1) 株主・投資家への対応はIR室・総務部が窓口となり、各担当執行役員が統括のもと、活動を行う。

(補充原則5-1①、②)

(2) 適宜・適切な情報開示をするため、関連部署が情報を共有するなど、積極的に連携する。

(3) 株主・投資家が当社の事業構造や経営計画、業績に対する理解を深める取組みとして、証券アナリストや機関投資家に対しては決算説明会を開催するほか、適宜工場見学会や事業説明会を実施する。また、個人投資家に対しては毎年会社説明会を開催する。

(4) 株主・投資家との対話の中で寄せられた意見・懸念事項については、適宜担当執行役員に対し報告すると共に、必要に応じて取締役会に報告する。

(5) インサイダー情報の管理に関する施策としては、「内部情報管理および内部者取引(インサイダー取引)防止規定」を策定し、これに基づいた適切な情報管理を実施する。

3. 当社は、株主の皆様が適切に議決権を行使できるよう取り組む。

まず株主総会招集通知、参考書類などは原則として総会開催日の3週間前に発送する。また、株主総会の招集に係わる取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnetと自社のウェブサイト上に上記情報を公表することで、株主の皆様が内容を検討する時間を確保する。

さらに、自社の株主構成を踏まえ、議決権の電子行使プラットフォームに参加すると共に、招集通知を英訳し、TDnetと自社のウェブサイト上にこれを公表する。

(補充原則1-2①、②、④)

(株主総会)

第7条 当社は、より多くの株主の皆様は株主総会に出席いただき、株主の皆様の意思をより反映できるように、開催日時、開催場所などを設定する。

(補充原則1-2③)

2. 取締役会は株主総会における会社提案議案の議決権行使結果の分析を行い、賛成・反対要因を具体的に把握するよう努め、経営や株主との建設的な対話などに生かす。

(補充原則1-1①)

3. 取締役および執行役員は、株主の皆様との信頼関係を醸成するために、株主総会において、株主の皆様は会社の方針や施策などについて十分な説明を行い、質疑応答を尽くす。

(原則1-1、原則1-2)

(株主還元)

第8条 利益分配を受ける権利は株主の皆様の基本的権利と認識し、当社は剰余金の配当などの株主還元に関する方針を定め、自社のウェブサイトなどに開示する。

(原則1-3)

2. 剰余金については、定款の定めに従い、中間配当は取締役会で決議し、期末配当は取締役会の方針を決議の上、株主総会にて審議し、決定する。

(株主の権利の保護)

第9条 取締役会・監査役会は、株主の皆様に対して受託者責任を負うことから、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策を実施する場合、既存の株主の皆様を不当に害することがないように十分に検討を行い、適正な手続を確保したうえで、株主の皆様は十分な説明を行う。

(原則1-6)

(資本政策の基本的な方針)

第10条 当社は、当該株式が安定的な取引関係の構築や成長戦略に則った業務提携関係の維持・強化に繋がり、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合に、保有する。

2. 当社は、政策保有株式に関する議決権の行使については、原則的には発行会社の経営方針や戦略を尊重した上で、その株式を管理する各担当部門が発行会社の経営状況等を勘案し、最終的には株主価値の向上に資するものかどうかの観点から個別に議案を精査して賛否の判断を行う。

(原則1-4)

3. 当社は、いわゆる買収防衛策を導入せず、当社株式が公開買付けに付された場合には、取締役会において予め決議した「株式会社の支配に関する基本方針」に基づき、取締役会としての考え方を株主に十分かつ明確に説明し、適正な手続を行う。

(原則1-5)

(株主平等性の確保)

第11条 当社は、いずれの株主も株式の内容および株式数に応じて平等に扱い、

特定の株主に対し、財産上の利益の供与などの特別な利益の提供を行わない。

(株主の利益に反する取引の防止)

第12条 当社は、株主の皆様を保護するため、取締役、執行役員、従業員などの当社関係者がその立場を濫用して、当社や株主の皆様の利益に反する取引を行うことを防止することに努める。

(原則4-3)

2. 当社は、「取締役会規定」において、取締役の競業取引および自己取引について、取締役会の事前承認事項と規定し、また、その結果の報告を義務付ける。継続的な取引を行う場合には、毎年1回、取締役会にて、競業取引および自己取引につき前年度の実績報告および当年度の事前承認を行う。

また、関連当事者間の取引については、一般の取引条件と同様に決定し、法令等に従って計算書類の注記表および有価証券報告書にて開示する。

(原則1-7)

3. 当社は、前項に定める取引について重要な事実を適切に開示する。

(基本原則3、原則4-3)

4. 当社は、当社関係者が内部者取引(インサイダー取引)を行うことを未然に防止するため、未公表の重要事実の取り扱いに関する規定を定め、これを厳格に運用する。

(原則4-3)

第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働 (持続的な企業価値向上に向けて)

(適切な協働)

第13条 当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員・顧客・取引先・債権者・地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供または貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努める。

取締役・執行役員は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業に係る倫理規範を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮する。

(基本原則2)

2. 当社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ(持続可能性)を巡る課題について、株主・従業員・顧客・取引先・債権者・地域社会などのステークホルダーからの共感が得られるように、第2条に定める「Denkaの行動指針」を基本に、国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透させ、全社挙げて、誠実・公正な対応を行う。

(原則2-3、補充原則2-3①)

3. 当社は、会社の持続的な成長のためには、多様な個性と価値観を持つ社員一人ひとりが十分に能力を発揮することが必要という基本方針のもと、ダイバーシティ推進(多様な人財活用)に取り組む。

(原則2-4)

4. 当社は、組織のセルフチェック機能と自浄作用の活用を図るため「デンカ

グループ倫理規定」を定め、その遵守の徹底を図ると共に、その状況を監視するための倫理委員会を設ける。委員会は内部通報があれば、これに迅速かつ適正に対処する。

通報者は社内事務局のほか、中立性を有する監査役室や労働組合、さらには独立的な立場にある弁護士事務所に通報ができる。また、当社は、通報者がその行為によって差別的な処遇や不利益を被ることがないように「デンカグループ倫理規定」に明文化する。

(原則2-5、補充原則2-5①)

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(情報開示)

第14条 当社は、国内外の株主・機関投資家をはじめとするすべてのステークホルダーとの長期的な信頼関係を構築するため、情報開示については、法定開示事項のみならず経営方針や財務情報、事業の取組みのほか、その経営環境など投資判断に必要な非財務情報を含む情報を、迅速、正確かつ公正公平に伝達することを情報開示の基本方針とする。

(基本原則3)

2. 当社は、取締役会が取締役・執行役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続の概略をコーポレートガバナンス報告書にて開示する。

(原則3-1(iii))

3. 当社は、取締役会が取締役・監査役候補の指名と執行役員の選任を行うに当たっての方針と手続をコーポレートガバナンス報告書にて開示する。これを踏まえ、取締役・監査役候補の個々の選任・指名の説明については、社外役員は選任理由を、社内役員は経歴を、それぞれ株主総会参考書類に記載する。

(原則3-1(iv)、(v))

4. 当社は、自社の株主構成における海外投資家の比率を踏まえ、英語による情報の開示・提供を合理的な範囲で可能な限り行うよう努める。

(補充原則3-1②)

第5章 取締役会などの責務

(取締役会の役割・責務)

第15条 取締役会は、当社の企業理念(ミッション)実現のための戦略立案をその役割・責務の一つとし、経営計画などを定め、それを踏まえた上で重要な業務執行の決定を行う。また、経営計画が未達の場合、その原因分析を行い、株主への説明責任を果たし、その内容を次期以降の計画に反映させる。

(基本原則4、原則4-1、補充原則4-1②)

2. 取締役会は、法令、定款および「取締役会規定」にて定めた重要事項を意思決定すると共に、取締役・執行役員の業務執行を監督する。

(補充原則4-1①)

3. 取締役会は、業務執行の機動性と柔軟性を高めることで、経営の活力を増大させるため、業務執行機能を担う各執行役員の職務分担・職務権限を決議し、その範囲内において執行役員に業務執行を委任すると共に、取締役会にてそ

の執行状況を報告させる体制とする。また、リスクテイクを支える環境整備を行うことで、その業務執行を支援する。

(基本原則4-(2)、補充原則4-1①、原則4-2)

4. 取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督すると共に、内部統制やリスク管理体制を適切に整備する。

(原則4-3)

5. 取締役会は、将来に対しての経営にも責任を有することを認識し、当社の企業理念や今後の経済環境の変化の動向などを踏まえ、代表取締役社長の後継者の計画(プランニング)についてその情報を共有し、適切に監督する。

(補充原則4-1③)

6. 取締役会は、常に自由な意見交換や前向きな議論を行うことができる環境の整備に努めると共に、社外取締役による問題提起を尊重する。

(原則4-12)

7. 取締役会は、会議運営に関する下記の取扱いを確保することで、審議の活性化を図る。

(補充原則4-12①)

- (1) 取締役会の資料を事前配付する。中でも付議事項案件については、当日に活発な議論がなされるよう、社外も含む取締役・監査役全員に事前に資料を配付し、十分な検討時間を確保する。
- (2) 必要に応じて取締役会の資料以外にも、会社から取締役に対し、十分な情報提供を実施する。また、取締役会は円滑な情報提供ができているかを確認する。
- (3) 前もって年間の取締役会開催スケジュールを決定する。
- (4) 審議項目数や開催頻度を適切に設定する。
- (5) 付議事項に関しては、社外取締役との議論を活発にするなど、審議時間をより多く確保する。
- (6) 社外取締役および監査役から出された意見・要望については、迅速に取締役会の運営に取り入れる。

(取締役の役割・責務)

第16条 取締役は、その任期を1年とし、毎年、株主総会で選任される。

2. 取締役は、善管注意義務および忠実義務を負う。
3. 取締役は、その職務を執行するにあたり、十分な情報を収集することに最大の注意を払い、取締役会において説明を求め、互いに積極的に意見を表明して議論を尽くし、意思決定過程が合理的であることを確認してから、議決権を行使する。
4. 取締役は、取締役会の議題を提案する権利および取締役会の招集を求める権利を適時・適切に行使することにより、知り得た当社の経営課題の解決を図る。

(取締役・監査役共通の役割・責務)

第17条 取締役・監査役は自らの果たすべき役割・責務に注力するため、他の上場会社の役員を兼務する場合は、法令に基づきその状況を株主総会参考書類および事業報告で開示する。

(補充原則4-11②)

2. 取締役・監査役は、その役割・責務を果たすために、自身の持つ情報に不足があると判断する場合は、該当する部門の担当執行役員をとおして、追加の情報提供を求めることができる。また、必要と考える場合は、当社の費用にて弁護士等の外部専門家の意見を求めることができる。

(原則4-13、補充原則4-13①、②)

3. 当社は、社外取締役、社外監査役ともに、独立役員として当社の企業価値向上への貢献が期待できるか否かなど、実質面に主眼を置いた判断のもと、候補者を選定する。具体的には、会社法が規定する社外性の要件のほか、東京証券取引所が定める独立性基準等を踏まえ、別紙の通り定める。

(原則4-9)

4. 当社は、特に新任の社外取締役・社外監査役に対し、当社に関する知識の習得を目的に、当社の事業所・工場などの見学や当社事業についての勉強会などを実施する。また、社外を含むすべての新任の取締役・監査役に対して、求められる役割と責務への理解を深めることを目的に、必要な法的知識などを学ぶための外部講習会への参加等を奨励し、その機会の提供・斡旋と費用の支援を行うと共に、就任後も必要に応じて継続的にこれらの知識を更新するためのトレーニングについて、同様の対応を行う。

(原則4-14、補充原則4-14①、②)

(執行役員の役割)

第18条 執行役員は、その任期を1年とし、毎年取締役社長がその候補者を推薦し、取締役会で審議・選任される。

2. 執行役員の選任にあたっては、「執行役員規定」に基づく選任基準(①豊富な業務経験を有し、会社の業務に精通していること、②経営感覚に優れていること、③指導力、統率力、行動力および企画力に優れていること、④執行役員にふさわしい人格、見識を有すること、⑤心身ともに健康であること)に従う。

(原則3-1(iv))

3. 取締役を兼務する執行役員は、取締役として当社全体の経営に関する監督責任を負うと共に、執行役員として自らの担当業務において業務執行の責任を負う。
4. 執行役員の員数は、取締役会の意思決定に基づく業務執行機能が最も効果的かつ効率的に発揮できる適正な員数とする。

(社外取締役の役割・責務)

第19条 社外取締役は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、主に下記の役割を果たす。

- (1) 経営全般に関して、自らの豊富な経験と幅広い見識に基づく助言
- (2) 取締役会および執行役員の業務執行の監督
- (3) 当社と取締役・執行役員などとの利益相反の監督
- (4) 取締役会への少数株主等のステークホルダーの意見の反映

(原則4-6、原則4-7)

2. 社外取締役は、当社の企業理念、企業文化、経営環境の変化などの状況について、取締役会事務局(総務部)をとおして継続的な情報提供を受ける。

(原則4-13)

3. 社外取締役は、当社のコーポレートガバナンスおよびビジネスに関する事項

などについて、適宜、社外役員のみで構成するミーティングを開催し、情報交換、認識共有を図るよう努める。

(補充原則4-8①)

(監査役および監査役会の役割・責務)

第20条 監査役および監査役会は、法令に基づく当社の事業の報告の請求、業務・会計に関する調査、外部会計監査人の選解任や報酬等に関する権限の行使などをおして、取締役の職務執行や内部統制、業務・会計に関する監査を実施する。

(原則4-4)

2. 監査役および監査役会は前項の役割・責務を果たすにあたって、株主に対する受託者責任を踏まえ、客観的な立場に立って、適切な判断を行うと共に、取締役会等において積極的に意見を述べることに努める。

(原則4-4)

3. 当社は、監査役および監査役会がその役割・責務を果たすためには、監査役には、財務・会計に関する知見を有する者が少なくとも1名以上選任されるべきとの判断のもと、監査役候補者を選定する。

(原則4-11)

4. 監査役および監査役会は、その役割・責務を果たすため、必要な事項に関し、当社の取締役、執行役員、使用人および外部会計監査人から適時・適切に報告を受けると共に、外部会計監査人および内部監査部門と必要な情報を共有し、監査の質の向上と効率的な監査の実現に努める。

(補充原則3-2②、原則4-13、補充原則4-13③)

5. 監査役会は、その職務を執行するために必要な基本方針、規定、手続などを定める。

6. 監査役会の決議および監査役の指示に基づき職務を遂行する監査役室スタッフは、監査の客観性を確保するために、業務の指揮命令および人事評価などについて取締役・執行役員など経営陣からの独立性が保障される。

(原則4-13)

7. 監査役会は、社外監査役が有する独立性および常勤監査役が有する情報収集能力を相互に補完することにより、その実効性の向上に努める。また、監査役および監査役会は、社外取締役がその役割・責務を果たすため、社外取締役との連携を確保する。

(補充原則4-4①)

(情報入手に関する体制)

第21条 当社の内部監査部門は、取締役会に対し内部統制に関する報告を行うほか、常勤監査役と定期的に情報交換を行う。

(補充原則4-13③)

2. 秘書室・監査役室・内部監査室・総務部は、互いに連携し、社外取締役・社外監査役に必要な情報を提供する。

(補充原則4-13③)

(内部統制体制の整備)

第22条 当社の内部統制の充実は、株主の皆様を含む全ステークホルダーの信頼を得る重要な要素であるとの認識のもと、取締役会は、会社法・同法施行規則に基づき、「内部統制に関する基本方針」を定める。

(原則4-3、補充原則4-3②)

2. 担当執行役員は、「内部統制に関する基本方針」およびその他の内部統制に関連した取締役会決議に基づき、法令と倫理規範・行動準則の遵守、事業の有効性・効率性および財務報告の信頼性のために必要な体制を整備し、これを国内外の事業活動の第一線まで有効に機能させる。

(原則2-2、原則4-3)

(外部会計監査人)

第23条 当社は、財務報告の信頼性・実効性を確保し、適切な監査を実行するため、外部会計監査人に対し、以下の対応を行う。

(1) 十分な監査時間の確保

(2) 外部会計監査人と社長執行役員および担当執行役員との定期的な面談

(3) 監査役会の活動に関する情報の提供および決算・内部統制に関する外部会計監査人と内部監査室との連携

(4) 外部会計監査人から不正の行為または法令・定款に違反する重大な事実を発見した旨の報告を受けた場合の、監査役会での適切な手続の確保

(原則3-2、補充原則3-2②)

2. 監査役会は外部会計監査人に関する選任・解任に関する方針を策定すると共に、決算報告などの報告を受ける中での確認をとおして、外部会計監査人の評価を行う。

(補充原則3-2①)

第6章 その他

(例外措置)

第24条 取締役会は、本ガイドラインの例外措置を講ずる必要が生じた場合には、その理由を明確にすると共に、本ガイドラインの趣旨に鑑み、適正な措置をとっていることを明らかにしなければならない。

(改正)

第25条 本ガイドラインは、取締役会の決議により改正される。

平成27年11月9日制定

(別紙)

社外役員の独立性基準

当社の社外取締役、社外監査役の独立性基準は以下の(1)から(5)までに定める要件のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 当社の主要取引先である、主要販売先(*1)、主要仕入先(*2)、主要借入先(*3)の業務執行者(*4)
- (2) 直近1年間の会計年度において、当社から役員報酬以外に年間1千万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、弁護士等
- (3) 上記(2)の財産を得ている者が団体である場合は、直近1年間の会計年度において、当該団体に対する当社からの支払額が当該団体の売上高もしくは総収入の2%以上を占める団体に所属する者
- (4) 過去1年以内の期間において上記(1)から(3)までに該当していた者
- (5) 次に掲げる者(重要でない者を除く)の配偶者または二親等以内の親族
 - ① 上記(1)から(4)までに該当する者
 - ② 現在または過去1年以内の期間において当社または当社の子会社の業務執行者であった者
 - ③ 現在または過去1年以内の期間において当社または当社の子会社の非業務執行取締役であった者(社外監査役の場合に限る)

*1 主要販売先:直近1年間の会計年度において、当社に対する当該販売先からの支払額が当社の売上高の2%以上を占める販売先

*2 主要仕入先:直近1年間の会計年度において、当該仕入先に対する当社からの支払額が当該仕入先の売上高の2%以上を占める仕入先

*3 主要借入先:直近の会計年度末において、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している借入先

*4 業務執行者:業務執行取締役、執行役、執行役員その他の使用人等

以 上